

第10節 交通・輸送体制の整備

交通・輸送体制の整備

- 総務課防災危機管理室
- 財政課 土木課

【基本方針】

市は、関係機関と連携して、地震・津波災害時に被災者の避難や応急対策用資機材、救助物資等の輸送に必要な車両等の整備に努め、併せて輸送施設、輸送路等の整備を平常時より進めておく。

【計画目標】

地震・津波災害時における交通・輸送体制の整備は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第9節「交通・輸送体制整備計画」に準ずる。

第11節 医療救護体制の整備

医療救護体制の整備

- 総務課防災危機管理室
- 地域福祉課 消防本部
- 医師会

【基本方針】

大規模な地震・津波災害発生時には、局地的または広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医薬品等の確保・供給体制を整備する。

【計画目標】

地震・津波災害時における医療救護体制の整備は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第10節「医療救護体制整備計画」に準ずる。